

農業生産基盤及び農村環境の 整備・保全について

令和 8 年 8 月
農林水産部農地整備課

目次

<u>I 農業農村整備の推進</u>	4
<u>II 農業生産を支える農地・水路の整備</u>	5
1 農地の整備	
2 農業水利施設の保全管理	
3 土地改良区の運営強化	
<u>III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進</u>	11
1 多面的機能支払交付金による地域共同活動への支援	
2 ため池が有する多面的機能の発揮・促進	
3 農業用水利施設の維持管理に関する支援	
<u>IV 農村の防災・減災対策の推進</u>	15
1 ため池の保全・管理	
2 井堰等の改修整備	
3 地すべり災害の防止	
4 農地海岸の保全	
5 農地・農業用施設災害への対応	
<u>V 農村生活環境の整備・保全</u>	21
<u>VI 国営造成土地改良施設の機能保全</u>	22
<u>VII 地籍調査の推進</u>	25



ひょうご農林水産ビジョン2035施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

次代につなぐ環境と調和のとれた
ひょうご五国の農林水産業・農山漁村

【基本方向】

【基本方向1】
収益性の高い農林水産業の実現

【基本方向2】
にぎわいのある農山漁村の創出

【基本方向3】
県民とともに育む豊かな食と「農」の充実

【推進項目】

1 人と環境にやさしい農業の推進と地域の特色・立地を活かした農業の展開

2 需要に応える持続可能な畜産業の推進

3 資源循環型林業の推進と木材利用の拡大

4 豊かな海と持続的な水産業の実現

5 ブランド力を活かした攻めの農林水産業の展開

6 食の安全を支える生産体制の確保

7 農山漁村コミュニティづくりによる地域資源の管理

8 地域資源を活かした農山漁村ビジネスの創出

9 農山漁村の防災・減災対策の推進

10 豊かな森づくりの推進

11 「農」と多様な分野との連携強化

12 県民とのつながりで育む食と「農」

13 県民への安定的な食料供給

：資料に掲載している施策項目

I 農業農村整備の推進

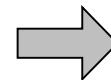
農業・農村の姿

- ・ 農業・農村は、食料を安定的に供給する重要な役割に加え、県土の保全や水源のかん養、美しい景観形成、伝統文化の継承など多面的な機能を有しており、県民生活の安全・安心を支えている。

農業農村整備事業の役割

- ・ 農業農村整備は、これまで農業用水の確保や農地整備、農業集落排水処理施設の整備、ため池の改修などを進め、農業生産性の向上や農村の振興、災害の未然防止に取り組んできた。
- ・ 一方、食料安全保障や農業者の減少、高齢化、災害の頻発化など、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、農業の基幹産業化と活力ある農村地域の創出に向けた生産基盤の強化がこれまで以上に求められている。

⇒ **ハード・ソフトの両面から、農地や農業水利施設等の整備、農村の協働体制強化と農地・水路の維持保全、農村環境の保全整備による多面的機能の維持・発揮、農村の防災・減災対策を推進する。**



農地の大区画化により生産性・作業効率が大幅に向上
(たつの市上笹地区)

II 農業生産を支える農地・水路の整備

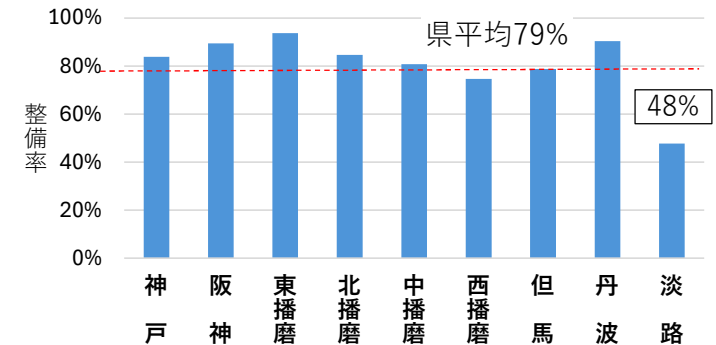
1 持続可能な地域農業の実現に向けた「農地整備」

(1) 現状・課題

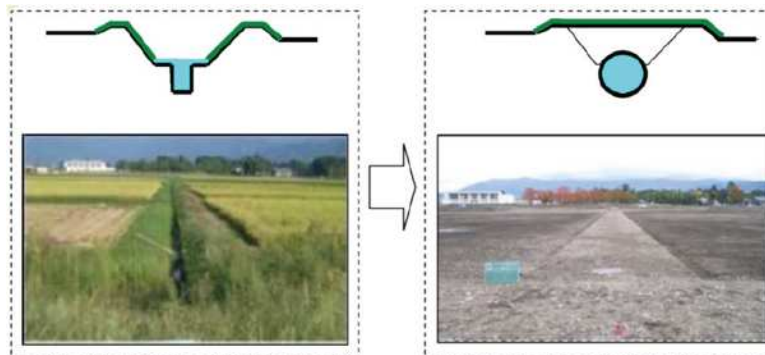
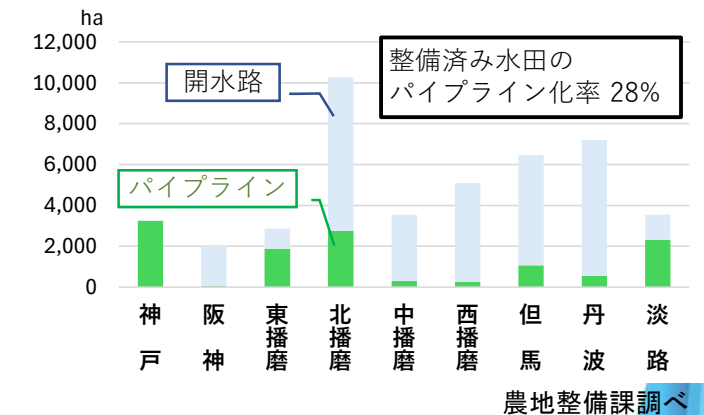
- ・人口減少や高齢化が進む中、限られた労働力での生産性向上や効率化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化や基盤となる農地や農業用施設の整備により、スマート農業の推進が必要
- ・農業振興地域の水田56,130haに対し、**整備済み水田は44,300ha (79%)**であり、**淡路地域は**、事業制度の充実や農家意識の変化により整備が進みつつあるが、**県平均を下回る48%**
- ・整備済み水田のうち、**パイプライン化された水田面積は12,420ha (28%)**にとどまり、既存の**開水路では用水管理や維持管理に多大な労力**を要しているうえ、老朽化が進行
- ・排水不良やICT農機等への対応が不十分であり、野菜等の高収益作物導入や効率的な農業経営の支障

⇒ **大区画化、用排水路のパイプライン化、排水改良など、スマート農業の導入を図るための整備が必要**

農地整備率（令和6年度末）



パイプライン化された水田面積（令和6年度末）



開水路のパイプライン化のイメージ

開水路とパイプラインの違い

水路タイプ	用水管理手間	建設費用	維持管理費
開水路	・用水が末端に届きにくい ・管理に労力と時間を要す	安価	泥上げ、漏水補修が必要
パイプライン	・効率的な送水による節水 ・給水栓で容易に水管理 ・自動化が可能	高価	・日常的な維持管理不用 ・ポンプ使用の場合は電気代が必要

II 農業生産を支える農地・水路の整備

(2) 取組状況

ア 計画的な農地整備の実施

- 関係者の合意形成から工事完了まで長期にわたり円滑に事業執行ができるよう、「**農地整備10箇年推進プログラム**」を各市町と協議のうえ策定・公表し、**計画的に農地整備を実施**

【農地整備10箇年推進プログラムの概要】

整備区分・予算規模	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)
未整備農地の整備	39地区・350ha	34地区・320ha
二次整備	20地区・290ha	13地区・440ha
事業予算	200億円 (平均40億円/年)	200億円 (平均40億円/年)

※ 地区数には継続地区も含む

【令和8年度事業実施状況】

事業実施箇所数	受益面積 (地区全体)
在田南部 (ありたなんぶ)地区(加西市)など 16市町 39地区	1,159ha

イ 地域・担い手のニーズに応じた農地整備の推進

- 全ての農地に農地中間管理権を設定することを条件とする「農地中間管理機構関連農地整備事業」を優先的に活用することとし、**担い手への農地集積・集約化と一体的に農地整備を推進**
- 整備年代が古く、用排水路が老朽化している地区等では、**1ha規模への大区画化や用排水路のパイプライン化等の二次整備を推進**
- 淡路地域**では、**たまねぎやレタスなどの野菜作に適した整備**を実施



野菜作に適した農地整備 (南あわじ市)

〔 左: 20a (40m×50m) 区画で整備された農地
右: トラクターの農道ターン 〕

II 農業生産を支える農地・水路の整備

7

ウ スマート農業の推進

- ・ 大区画化・パイプライン化と併せて、水田の給水を遠隔操作・自動制御を行う「高規格自動給水栓」の設置、播種や農薬散布などを行うドローン離発着基地等の整備を推進

農地整備におけるスマート農業の導入

- ・ 生産性の向上や作物の高品質化等を図るため、導入するスマート農業技術に合わせた基盤整備を推進



農地整備により大区画化された水田
(福崎町高岡福田 (たかおかふくだ) 地区)



水管理労力を軽減する遠隔操作型自動給水栓
(たつの市金剛山 (こんごうさん) 地区)



自動運転農機による田植え
(太子町岩見構下 (いわみかましも) 地区)

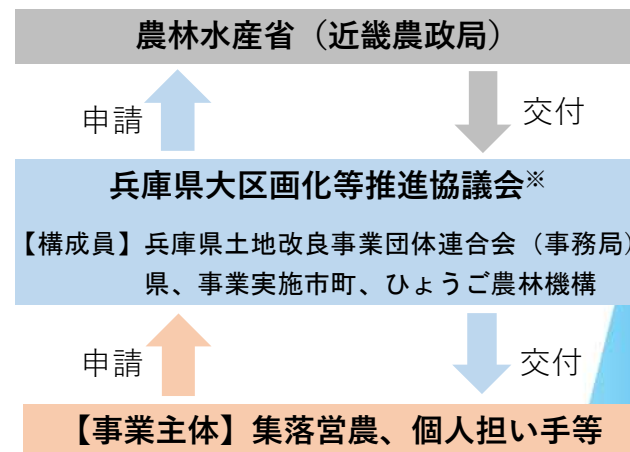
エ 大区画化等加速化支援事業の推進

- ・ 生産性の向上を図るために、**法人等の農業者が自ら行う**畦畔除去による区画拡大や暗渠排水などの**簡易な農地整備を「大区画化等加速化支援事業(国庫定額)」**を活用して支援

【令和8年度事業取組概要 (予定)】

事業実施箇所数	取組予定面積
姫路市ほか2市町 4地区	約20ha

大区画化等加速化支援事業における補助金の流れ



II 農業生産を支える農地・水路の整備

2 農業水利施設の保全管理

(1) 現状・課題

- 多くの農業水利施設（用排水路、ダム、井堰、用排水機場）は、昭和20年代～40年代に集中的に造成
用排水路の総延長は、約16,600kmに上る
 - このうち**標準耐用年数の半分を経過した施設は用排水路、用排水機場とも9割以上**
 - 老朽化による突発的な故障や破損のおそれ
- ⇒ **施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための戦略的な保全管理が必要**

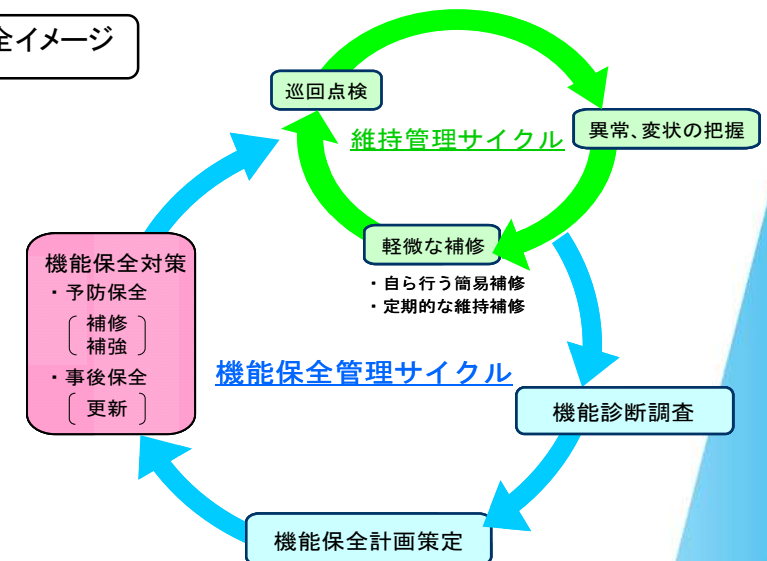
【農業農村整備事業等で造成した県内の主な農業水利施設】

施設区分	造成施設数 (耐用年数)	標準耐用年数の半分が 経過した施設
ダム	27ヵ所 (80年)	24ヵ所 (89%)
井堰 (取水堰)	524ヵ所 (50年)	488ヵ所 (93%)
用排水機場	745ヵ所 (20年)	744ヵ所 (99%)
用排水路	約16,600 km (40年)	約 15,700 km (95%)

(2) 取組状況

- 深刻な機能低下が発生する前に劣化状況を診断した上で、ライフサイクルコストの低減に配慮した**機能保全計画を策定**し、本計画に基づき適期を捉えて必要な補修・補強・更新を行う「**ストックマネジメント手法**」により**対策**を推進
- 更新を行う際には、将来の維持管理に係る負担軽減を見据えた**施設の統廃合や規模見直しを検討**するよう施設管理者を指導

施設保全イメージ



II 農業生産を支える農地・水路の整備

- ・県が造成した**基幹水利施設105カ所・293kmのうち、60カ所・273kmで機能保全計画を策定**
- ・予防保全として、早急な補修・補強が必要とされる区間に対し、**機械設備の更新、水路の補修・更新などの対策を実施**（令和7年実績 8カ所・約0.2km）
- ・市町・土地改良区等が造成した小規模な農業水利施設に対し、県土地改良事業団体連合会と連携してストックマネジメント手法による機能保全を支援

【令和8年度事業実施状況】

事業区分	実施箇所
県営基幹水利施設 ストックマネジメント事業	南あわじ市百軒堀第1排水機場 ほか10市町9地区

【ストックマネジメント手法による農業用水路の機能保全（小野市 六ヶ井（ろっかい）水路）】

機能保全計画策定

改修シナリオ

(S42 造成)

R3～ 水路補修、

ゲート更新3基、補修2基

R9 管路更生、ゲート補修3基

R18～ 水路補修

R23 ゲート補修5基

R29 ゲート補修3基

R34～ 水路補修、管路更生

機能診断調査



ひび割れや摩耗による水路の劣化

予防保全の実施



コンクリート増厚による水路補修

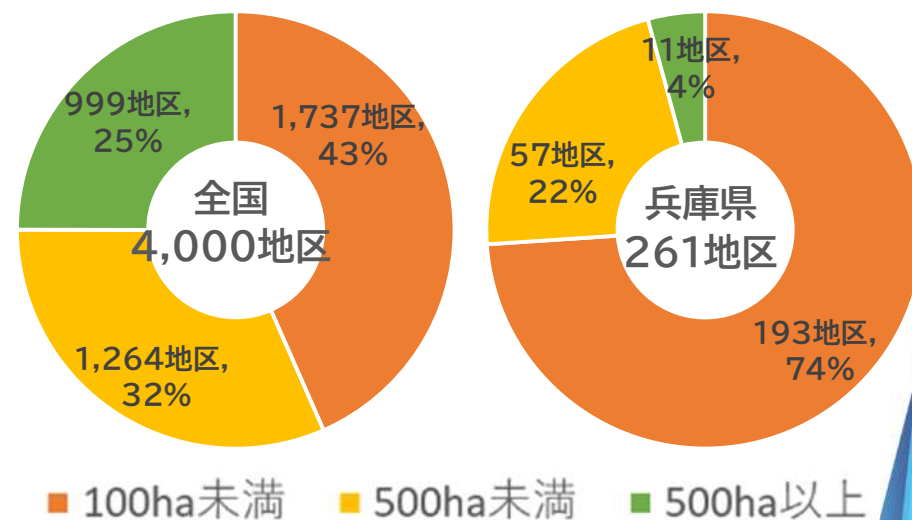
Ⅱ 農業生産を支える農地・水路の整備

3 土地改良区の運営強化

(1) 現状・課題

- ・土地改良区は、地域の農業者により組織された組合で、農業用水の配水管理や農業水利施設の維持・管理を実施
- ・令和8年3月現在、**県内の土地改良区数は261**であるが、100ha未満の小規模な土地改良区が70%以上を占めており、**財務基盤や組織体制が脆弱で組織運営が困難**になっている土地改良区も存在
- ・農業水利施設の保全体制の確立を図っていくためには、土地改良区の運営基盤を強化する必要あり

【土地改良区の面積規模別の割合（令和7年度末）】



(2) 取組状況

ア 財務管理の強化

- ・組合の財務状況の明確化・透明化を図り、施設の更新費用の計画的な積立を促進するため、県土地改良事業団体連合会と連携して、土地改良区への会計指導、研修などを実施

イ 事務共同化・組織合併の推進

- ・小規模な土地改良区を対象に**合併や事務の共同化**による体制強化に向け、土地改良区統合整備基本計画を定めて推進しており、市町及び県土地改良事業団体連合会と連携して**土地改良区への個別指導を実施**

ウ 連携管理保全計画（水土里ビジョン）※の策定支援

- ・令和7年4月に土地改良法改正により制度創設されたことを受け、**水土里ビジョンの制度周知**や策定に向けた働きかけ及び助言などを県土地改良事業団体連合会と連携して実施し、令和8年度は2地区策定予定

※ 土地改良区が地域の関係者と連携して農業水利施設の保全に関する取組を推進する体制を構築する計画

III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

1 多面的機能支払交付金による地域共同活動への支援

(1) 現状・課題

- ・過疎化や高齢化、混住化に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動で支えられてきた農地・農業用水路等の維持・保全が困難な状況
- ・共同活動の困難化に伴い、農地・水路等の保安全管理に係る担い手農家の負担が増大し、担い手への農地集積・集約化を阻害するおそれ

(2) 取組状況

- ・農地・水路等の保全に係る経費を助成する「多面的機能支払交付金」により、**非農家も含めた地域ぐるみによる共同活動を支援**
- ・**県内の農振農用地の82%に相当する50,597haで共同活動を実施（R7年度末）**

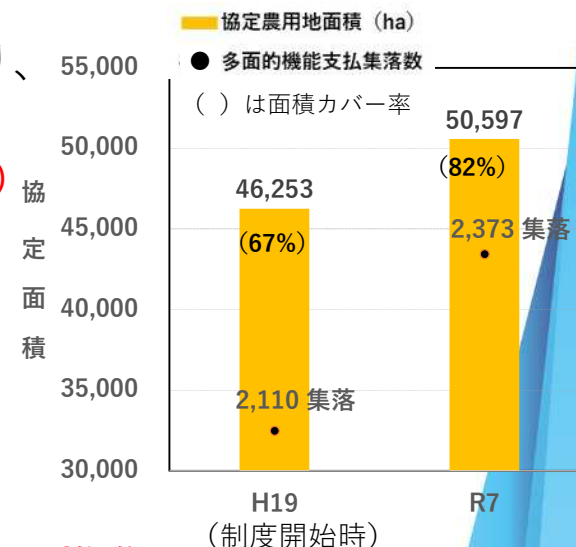
ア 質の高い活動への誘導

- ・活動組織の意識啓発のため、毎年「**ひょうご水土里のふるさとフォーラム**」を開催し、各活動組織が抱える課題解決の一助として、優良事例紹介やパネルディスカッション等を通じて情報を発信

イ 活動組織の広域化の推進

- ・活動組織の人材不足の解消や事務負担の軽減を図るため、**活動組織の広域化を推進**
- ・令和7年度までに558集落が**市町や小学校区域など地域の実情に応じた単位で広域組織を設立**

【多面的機能支払実施状況】



【広域組織設立状況（令和7年度末時点）】

市町区域単位	小学校区域単位等	計
5組織(355集落) 佐用町・姫路市・神河町・上郡町・宍粟市	23組織(203集落) 養父市・豊岡市・丹波市・朝来市他	28組織 (558集落)

III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

2 ため池が有する多面的機能の発揮・促進

(1) 現状・課題

- ・ため池は、農業用水を供給するとともに、生物が生息する水辺空間の創出、地域の憩いの場の提供や、豪雨時には雨水を一時的にためる洪水調節や土砂流出の防止などの多面的機能を発揮
- ・「**ため池の保全等に関する条例**」に基づき、地域の貴重な財産であるため池が次世代に継承され、多面的機能の発揮が促進されるよう、管理者による適正な管理に合わせて、多様な主体の参画と協働による「**ため池保全県民運動**」の推進が必要

(2) 取組状況

ア 多様な主体による保全活動の推進

- ・ため池の維持管理にあわせて、海域への栄養塩供給につながる「かいぼり（堆積泥土の放流）」や、生物多様性に悪影響を及ぼす外来動植物の駆除活動など、**ため池管理者・地域住民・各種団体など多様な主体の参画によるため池保全活動を推進**
- ・「ひょうごため池だより」の発行に加え、「ため池保全県民運動ホームページ」やSNSによる広報など、ため池管理者だけでなく幅広く県民に対して、**ため池保全に関する情報発信を実施**

【県内のかいぼり実施状況（近年5箇年）】

年度	R3	R4	R5	R6	R7
実施箇所数	304	294	294	282	322
うち、漁業者との連携によるもの	56	55	71	51	41

農地整備課調べ



農業者と漁業者が連携したかいぼりの取組
(淡路市 川池)

III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

13

イ ため池や農業用ダムの治水活用

- ため池や農業用ダムが有する洪水調節機能を治水対策に活用するため、大雨の前に貯水位を下げる**事前放流**や、9月～10月などかんがい用水の需要が少ない時期に水位を常時下げておく**低水位管理の取組を促進**

(ア) ため池の低水位管理に対する支援

- 総合治水条例に基づき指定したため池における低水位管理の作業負担に対しては、**経費補助などにより管理者を支援**
- 放流における煩雑な水位操作を省力化するため、取水施設や洪水吐への**事前放流機能を付与する整備を推進**



工事で整備した事前放流施設（洲本市）

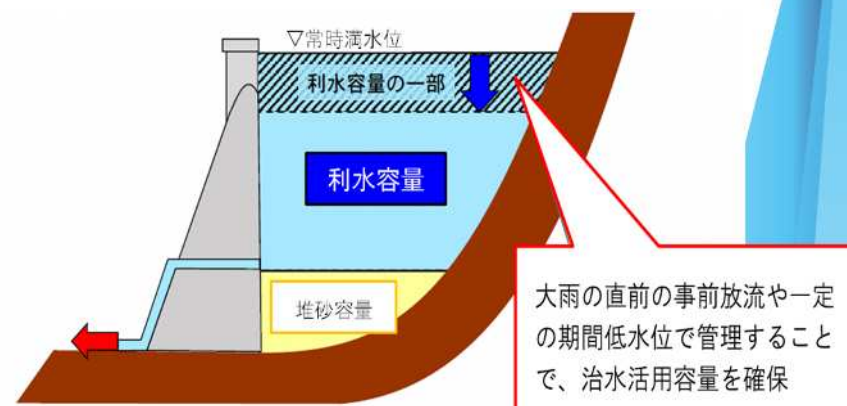
【ため池低水位管理の取組状況（令和7年度末累計）】

低水位管理による 治水容量	低水位管理による	
	総合治水条例指定 ため池数	事前放流機能 整備箇所数
625万 m ³	590箇所	506箇所

農地整備課調べ

(イ) 農業用ダムでの洪水調節機能の強化

- 一級及び二級河川水系にある**県管理農業用ダム7基**において、利水者である土地改良区の協力のもと、**低水位管理の取組を実施**
- 一定量の土砂が堆積した農業用ダム4基について、緊急浚渫推進事業債を活用した**土砂の撤去工事を実施し、洪水調節容量を確保**



洪水調節容量確保のイメージ

III 地域ぐるみによる農地・水路・ため池保全の推進

3 農業水利施設の維持管理に関する支援

(1) 現状・課題

- ・近年の気候変動の影響による渇水・高温の頻発化や特定外来生物の侵入等により、農業水利施設の維持管理に係る負担は増大しており、農業者等への支援が必要

(2) 取組状況

ア 渇水対策（農業水利施設への干ばつ応急対策支援）

- ・高温、少雨による水稻をはじめとする農作物へ生育不良や品質低下、収量減少等を未然に防止するため干ばつ被害防止に取り組む農業者を市町を通じて支援

【渇水支援状況（令和7年度実績）】

区 分	県 (県単独干ばつ応急対策支援事業)	国 (水利施設管理強化事業【渇水・高温対策】)
実施主体	市 町	
補助対象経費	○ 水路の造成、井戸やポンプ等用水施設及び動力線・送水管等の設置・運転に要する費用 ○ ポンプ・可搬式の購入借り上げ料 ○ 給水車等の委託・借り上げ料 ○ 番水等水管理費用	
補助対象期間	R7. 6. 27(梅雨明け)～R7. 7. 31	R7. 8. 1～
支援市町数	豊岡市ほか11市町	稲美町ほか10市町

※ 国事業の制度見直しにより、令和8年度から年度途中でも随時事業採択申請および取組支援が可能

イ 特定外来生物ナガエツルノゲイトウの防除対策

- ・ため池や水路等で大量に繁茂すると、**維持管理負担の増大**や水路を詰まらせ溢水被害等をもたらすため、**令和6年度より農業者等に対して防除対策経費を支援**
- ・令和8年度は農業者へ注意喚起するとともに、国庫補助事業を活用し、**5市町のため池や農業用水路において遮光シートのメンテナンスや拡散防止の取組を支援**



排水路からの反復利用（豊岡市）



遮光シートによる防除対策（西脇市）

IV 農村の防災・減災対策の推進

1 ため池の保全・管理

(1) 現状・課題

- ・ **県内約21,000箇所のため池**のうち、多くの箇所で**老朽化が進行**していることに加え、農業者の減少・高齢化により管理体制が脆弱化し、維持管理が困難となっているものや利用実態がないものが増加
- ・ 近年、頻発する局地的な大雨や大規模な地震の発生など、ため池の決壊等による被災リスクが高まっており、県民の生命や財産を守るため、**防災対策と減災対策を着実に進めることが必要**

(2) 取組状況

ア ため池法令による適正管理

(ア) ため池管理保全法・ため池保全条例による適正管理

- ・ 全てのため池について管理者情報等の届出を求め、市町とともに**ため池データベースを整備し、適正な管理を促進**
- ・ 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがあるものを「**特定ため池**」に**指定し、ため池の保全に影響のある行為を制限**するなど、防災面での適正な管理を促進

(イ) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ ため池工事特措法に基づき、人的被害を及ぼすおそれがある「**防災重点農業用ため池**」を**指定し、災害を未然に防止するため、優先的に改修・廃止工事を推進**

ため池法令における区分

ため池総数（約21,000箇所）

特定ため池（8,581箇所）

受益面積0.5ha以上で農地や農業用施設に被害を及ぼすもの

防災重点農業用ため池（6,090箇所）

下流に住宅等があり、人的被害を及ぼすもの

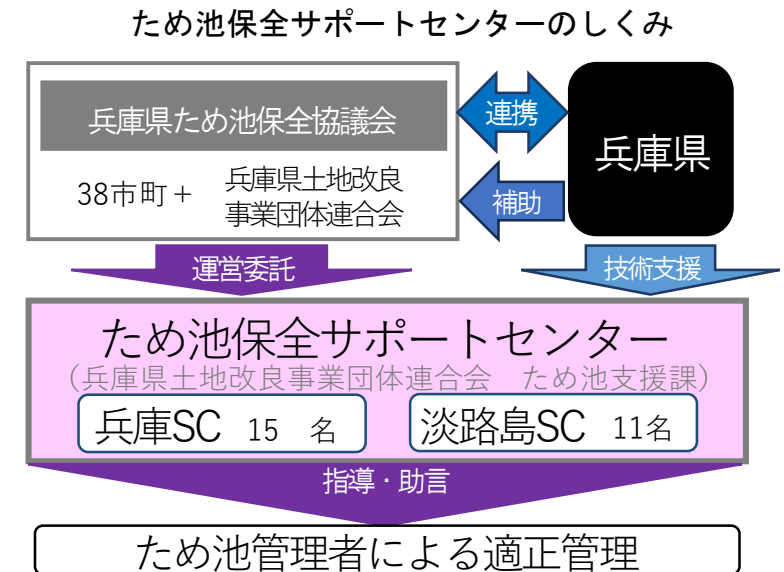
特定ため池（8,581箇所）の指定区分

区分 \ 条件	人的被害あり	農地被害のみ
	敷地:民間所有	敷地:地方公共団体所有
ため池管理保全法	3,594箇所	(対象外)
ため池保全条例	(対象外)	4,987箇所

IV 農村の防災・減災対策の推進

イ 適正管理に向けた管理者への支援

- ・ため池管理技術の継承や管理者意識の向上を図るため、**管理者講習会**などを通じ、日常の点検や**適正な管理方法、大雨に対する備え等を指導**
- ・加えて、「**ため池保全サポートセンター**」の体制を強化し、特定ため池を対象に、漏水等の不具合が確認されたものに対する巡回点検や、簡易補修、低水位管理などの**きめ細かな現地指導を実施**



ため池水難事故防止対策の推進

- ・**ため池での水難事故は毎年全国で発生**し、事故被害者に占める幼児・児童と高齢者の割合が高い
- ・ため池管理者及び子供向けに**水難事故防止にかかる啓発動画を作成**し、管理者講習会やSNS等で周知するなど、**水難事故防止への備えを普及啓発**
- ・ため池整備工事では、転落防止や転落時に這い上がりに配慮した整備を実施



啓発動画の一コマ



堤体に設置された救命用ペットボトル



侵入防止柵と這い上がりに配慮した護岸

IV 農村の防災・減災対策の推進

ウ ため池防災工事の実施

- ・ 防災工事の実施計画として各市町と協議し策定した「**兵庫県ため池防災工事等推進計画(R3～12)**」に基づき、決壊リスクや想定される被害規模が大きいため池から**優先的かつ計画的に改修・廃止工事を実施**
- ・ 令和12年度までの計画期間内に448箇所のため池について、国土強靱化対策予算を活用して集中的かつ計画的に防災工事を実施

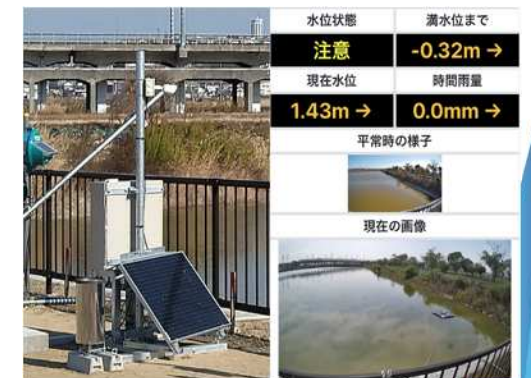
区分	新規着手箇所数				事業費 (億円)
	前期 (R3～7) ()は進捗率	後期 (R8～12)	計		
改修工事	85	(32%)	174	259	602
廃止工事	104	(55%)	85	189	38
合計	189	(42%)	259	448	640

エ 減災・避難対策の推進

- ・ 防災重点農業用ため池を対象に、決壊時の「**浸水想定区域図**」を県の**C Gハザードマップで全箇所公表**
- ・ 甚大な被害が想定されるため池は浸水想定区域に加え避難所等を記した「**ため池ハザードマップ**」を作成し、**住民の的確な避難を促進**
- ・ **ため池管理のICT化**に向け、豪雨時における水位の上昇などを遠隔把握できる「**ため池監視システム**」の設置を進めるため、展示場を開設し見学会を開催するなど、**市町職員やため池管理者の理解を促進**



地震対策工事が完了したため池
(姫路市 大谷池)



ため池監視システム (左)
スマートフォンでの操作画面例 (右)

IV 農村の防災・減災対策の推進

2 井堰等の改修整備

(1) 現状・課題

- 河川に設置された井堰等の農業水利施設は、昭和51年の河川管理施設等構造令制定以前に設けられたものが多い。これらのうち、構造等が基準に適合せず**不備がある施設が約140箇所**存在し、洪水時に堤防決壊等の河川災害を招くおそれがあるため、早急な対策が必要

(2) 取組状況

- 石積みやコンクリートによって造られた固定堰は、水位調節を行うことができず、洪水時に流水を阻害する要因となることから、**可動堰への改築を推進**
- 不備がある護岸工、護床工や、**水位調節機能に不具合が生じている可動堰**についても、状況に応じ順次**改修整備を推進**

【令和8年度事業実施状況】

実施箇所	主要工事
姫路市 書写（しょしゃ）地区 ほか6市町8箇所	井堰の改築、 護床工の改修等



洪水を安全に流下させる可動堰へ改修（三木市和田（わだ）井堰）

IV 農村の防災・減災対策の推進

3 地すべり災害の防止

(1) 現状・課題

- 農地及び農業用施設への被害が想定される農林水産省農村振興局所管の**地すべり防止区域は12市町に計78区域（2,772ha）**あり、地すべりの発生を抑制する対策として、集水井等を整備

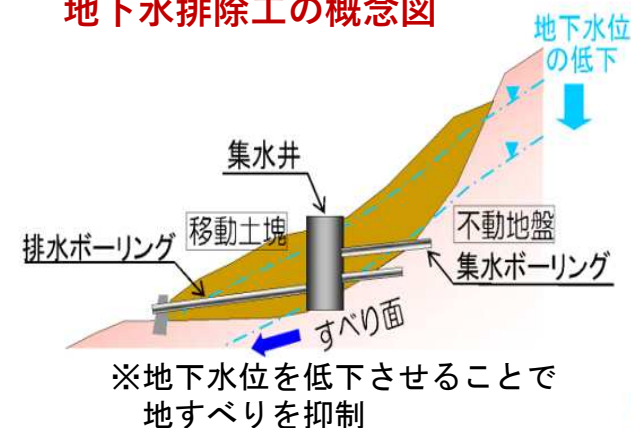
(2) 取組状況

- 令和8年度は、**5市町12区域において対策工事を実施**
- 対策工事の完了区域（12市町66区域）では、地すべり防止施設を定期的に点検し、必要に応じて補修等を実施

【令和8年度事業実施状況】

実施箇所	主要工事
三木市 楠原（くすはら）区域ほか4市町11区域	水抜きボーリング等の整備

地下水排除工の概念図



4 農地海岸の保全

(1) 現状・課題

- 津波や高潮、波浪、浸食等から海岸付近の農地や農業用施設を守るため、農地海岸として6箇所（総延長2,698m）を指定し、保全・管理を実施

(2) 取組状況

- 防潮堤等の海岸保全施設の整備や**施設の改修等を計画的に実施**

【令和7年度事業完了箇所】

完了箇所	主要工事
松帆崎（まつほざき）海岸（淡路市）	防潮堤の改修等



松帆崎（まつほざき）海岸の防潮堤等改修工事（淡路市）

IV 農村の防災・減災対策の推進

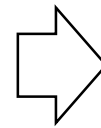
5 農地・農業用施設災害への対応

(1) 災害復旧事業の実施

- 豪雨や地震等により被災した農地や農業用施設について、国の災害復旧事業を活用して早期の復旧、営農再開を支援
- 令和7年災害は23箇所**で復旧工事を実施しており、市町と調整を進め**令和8年度までに全箇所の工事完了**を目指す。

【近年の災害発生状況】

年次	主な被災地域	被害総額(百万円)
R5	神戸、北播磨、但馬、丹波、淡路	2,925 (R7年度完了)
R6	神戸、北播磨、但馬、淡路	1,383 (R7年度完了)
R7	北播磨、但馬、淡路	129



令和7年に被災した農地・農業用施設の復旧状況（宍粟市）

(2) 災害に備えた体制づくり

- 災害発生に備え、市町職員を対象に研修会を開催（令和8年5月実施）し、**災害復旧技術の向上を支援**
- 被災状況に応じて**県の技術職員を被災市町に派遣**するほか、県内市町の相互支援制度に基づき、市町職員派遣について、**市町間の調整を実施**
- 令和8年度は石川県珠洲市へ応援職員を派遣し、災害復旧技術の継承にも努めている。

V 農村生活環境の整備・保全

農業集落排水処理施設の機能保全

1 現状・課題

- 河川や農業用水の水質汚濁を防止するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、「生活排水処理99%大作戦」のもと、平成3年度から16年度にかけて、農業集落排水処理施設の整備を促進
- 処理施設の多くが更新時期**を迎えており、施設機能の保全対策を計画的・効率的に進めていくことが必要

2 取組状況

- 隣接する処理施設や公共下水道への統合による施設の合理化、施設の長寿命化対策を適時適切に実施していくため、**施設ごとの機能診断に基づいて必要な対策方法等を定める「最適整備構想」**を施設を有する全24市町（285処理区）において**策定済みであり、必要な更新整備を実施中**

【令和8年度事業実施状況】

実施箇所	実施概要
神出東地区（神戸市）ほか6市町9地区	処理施設の覆蓋・ポンプ制御盤、ブロワ類の更新等
朝来地区（朝来市）ほか4市4地区	施設改修事業事業計画の策定



施設の機能強化事例
(宍粟市 西河内地区)



施設の機能強化事例
(神河町 本村地区)

VI 国営造成土地改良施設の機能保全

22

1 現状・課題

- ・受益地が複数市町にわたる大規模な土地改良事業については、国が直接事業を実施しており、昭和20年代から平成初頭にかけて、東条川地区ほか3地区で基幹的な農業水利施設等を造成
- ・これらの基幹施設は、国が直轄管理（北淡路除く）してきたが、老朽化による水路トンネルの変状や漏水事故等の不具合が増加
- ・**水路橋やダム・ため池の一部では、耐震性能の不備が判明しており、計画的な施設更新や長寿命化対策、耐震対策が必要**
- ・現在、東条川地区では二期事業を実施中であり、北淡路地区においては二期事業の実施に向け調整中
- ・加古川西部地区は、機能保全計画に従い劣化の進行状況に応じた補修・補強工事の実施に向け調整中



国営土地改良事業の実施位置

【国営造成施設】

地区名	関係市町・関係土地改良区	主要施設	造成年度	二期事業実施年度
東播用水	神戸市、三木市、稲美町、加古川市、明石市、東播用水土地改良区	呑吐(どんど)ダム、大川瀬ダム、川代(かわしろ)ダム、水路110km	S45～H4	H25～R3(完了)
東条川	加東市、小野市、三木市、兵庫県東播土地改良区	鴨川ダム、船木池、安政池、水路23km	S22～S39	R3～R14(予定)
北淡路	淡路市、北淡路土地改良区	常盤(ときわ)ダム、谷山ダム、揚水機場2箇所、水路48km	S43～H1	R11～(予定)
加古川西部	加西市、加東市、小野市、多可町、西脇市、姫路市、加古川西部土地改良区	糺屋(こうじゃ)ダム、井堰4基、水路81km	S42～H2	調整中

VI 国営造成土地改良施設の機能保全

23

2 取組状況

(1) 東条川地区

- ・ **令和3年度から国営東条川二期事業として実施中**
- ・ 老朽化が進行する **幹線水路等の改修やダム・ため池の耐震対策**を行うこととしており、令和8年度は曽根サイフォン建設工事等を実施する予定

【東条川二期事業の概要】

- ①主要工事 ・ 老朽化対策：鴨川導水路等
・ 耐 震 対 策 ： 鴨川ダム、安政池ほか6箇所、曽根サイフォン
- ②事業期間 令和3年度～令和14年度（予定）
- ③受益面積 3,396ha（関係農家数5,974戸）
- ④総事業費 129.8億円（共同事業の水道事業分を含めた総事業費140.0億円）
- ⑤負担割合
- | | 国 | 県 | 市 | 農家 |
|-------|--------|--------|-------|-------|
| 老朽化対策 | 66.66% | 19.40% | 9.00% | 4.94% |
| 耐震対策 | 66.66% | 30.00% | 3.34% | 0% |
- ⑥R8年度事業費 15.4億円※（上水事業費を含めた事業費16.6億円）
※ R7補正予算5.0億円含む
- ⑦R8年度工事計画



曽根(そね)サイフォン
(加東市・小野市)



改修工事中の船木(ふなき)池
(小野市)

工事名	工事概要	所在地
曽根サイホン建設その1工事	管渠工、河底推進トンネル工	加東市、小野市
船木池堤体改修建設工事	堤体改修、取水塔改修	小野市
1号幹線水路改修(その4)工事	隧道及び開水路の表面被覆補修	加東市
昭和池堤体改修(その1)工事	工事用仮設道路造成	加東市
小野大池改修工事	堤体改修	小野市

VI 国営造成土地改良施設の機能保全

24

(2) 北淡路地区

- ・ 近年、老朽化による水利施設の突発的な破損事故が発生し、営農にも重大な支障を来しており、抜本的な更新対策が必要
- ・ 土地改良区及び市、県、国で構成する「北淡路地区水利施設老朽化対策事業推進会議」を令和2年度に設置し、**国営二期事業の早期着手に向けて調整中**



パイプライン破損による道路陥没
(断水・通行に支障)

国営事業によるため池整備の推進

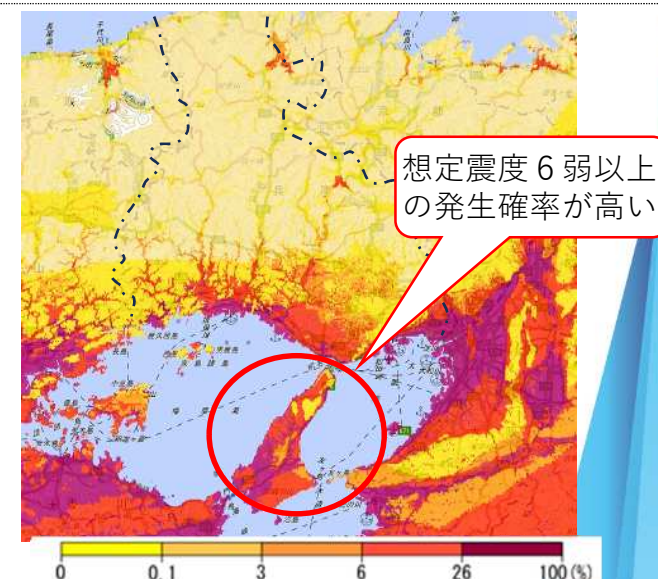
国営ため池整備

【国営総合農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備型）】

- ・ 国営による防災重点農業用ため池整備事業の対象区域が令和7年度から県全域に拡充
- ・ 近年、南海トラフ地震の発生リスクが高まっており、淡路地域に想定震度6弱以上の発生確率の高いエリアが集中
- ・ 決壊時に甚大な被害が見込まれる比較的規模の大きいため池が複数存在



- ・ 要改修ため池が多い地域かつ同一水系で、受益面積300ha以上の要件を満たす南あわじ市（三原川水系）での事業化に向け、令和8年度から調査に着手
- ・ 令和8年度は、整備対象ため池の選定と概略設計を実施予定



30年以内に震度6弱以上の地震発生確率分布図

国営・県営による事業費負担率比較

	国	県	市	農業者
国営事業	66.66%	30.00%	3.34%	0%
県営事業	55%	34%	11%	0%

VII 地籍調査の推進

25

1 現状・課題

- ・地籍調査は、国土調査法に基づき、市町が主体となって土地一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界と面積を測量する事業である。調査成果は法務局にある登記簿や地図に反映され、土地取引の円滑化や行政業務の効率化、災害発生時の迅速な復旧に活用
- ・本県の調査進捗率は、**令和7年度末で33%**と全国平均53%を大きく下回っており、特に都市部と山林部の進捗率が低いことから、重点的に対策を講じた調査の推進が必要

2 取組状況

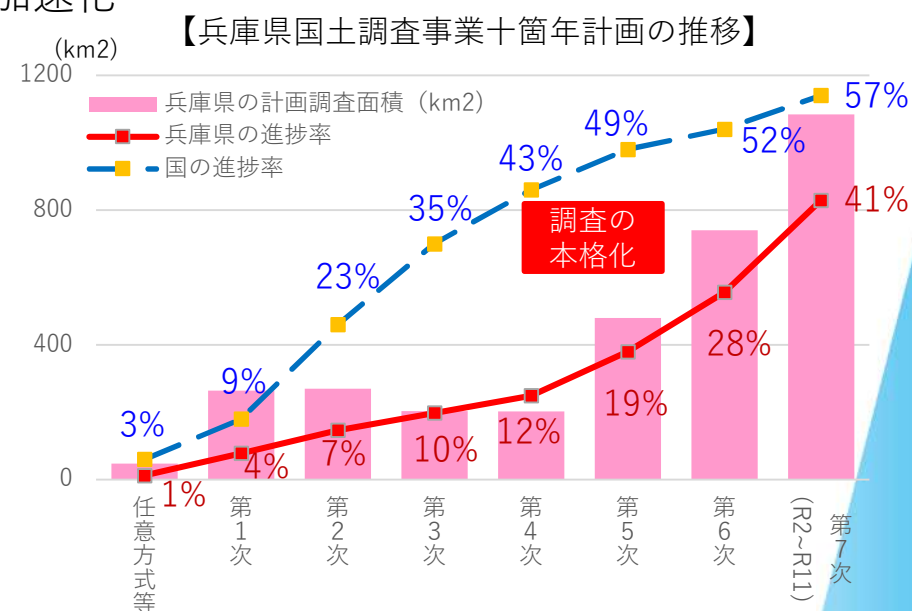
(1) 国土調査事業十箇年計画の推進

- ・技監を会長とし、農林水産部・土木部・まちづくり部関係課で構成する「**地籍調査推進会議**」を設置（H15～）
- ・国土調査事業十箇年計画※を推進するため、**社会資本整備や森林施策などの関係施策と連携**を図ることにより、**全国トップクラスの予算を確保**して調査を加速化

※ 国土調査促進特別措置法に基づく計画。現在は第7次計画（R2～R11）

【調査対象面積に対する進捗状況】（面積単位：km²）

地帯別		区分	進捗状況（令和7年度末）		
			対象面積	調査済面積	進捗率(全国)
都市部（DID）		577	141	24%（27%）	
DID以外	宅地	535	168	31%（52%）	
	農地	1,390	880	63%（71%）	
	林地	5,444	1,443	27%（47%）	
合 計		7,946	2,632	33%（53%）	



VII 地籍調査の推進

(2) 社会資本整備と連携した調査の推進

- ・ 豊岡市では、国直轄の「北近畿豊岡自動車道」に**先行して調査を実施**し、用地買収期間を1/3に短縮
- ・ 計画中の「山陰近畿自動車道」でも先行して調査を実施中
- ・ 南あわじ市では、県道拡幅工事（松帆古津路・湊地区）に先立ち、地籍調査を実施することで、地図混乱状態の解消を図り、**円滑な事業実施に大きく寄与**



(3) 山林部における「スマート地籍調査」の推進

- ・ 山林部は土地所有者の高齢化等により境界の現地確認が困難になりつつあることから、**航空レーザー測量の成果等から土地境界案を作成し、現地確認によらず集会所等で土地所有者の確認と同意を得る方法を導入することで、従来の調査方法より期間・経費を大幅に削減**、転落事故等を低減
- ・ **令和8年度は6市町がスマート地籍調査を導入し、山林部を調査中の市町へ順次拡大**

【佐用町での実証結果】

- ① 作業経費が約70%に低減、② 通常工期5～6年が3年に短縮、③ 境界立会期間が1/10に短縮



【効果1】測量作業の効率化(現地測量→航空レーザー測量)



【効果2】境界立会の効率化(現地確認→机上確認)